**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休校等による休業や休暇取得での助成金・支援金の期間延長について」**

　厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、  
・[正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)  
・[個人で業務委託契約等により仕事をされている方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)  
を創設し、令和２年２月２７日から３月３１日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。  
　今後、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和２年４月１日から６月３０日までの間に取得した休暇等についても支援が行われる予定ですので、お知らせいたします。  
　その概要は、[別紙](https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000616032.pdf)のとおりです。詳細については、あらためて公表となります。  
　詳しくは、下記をご覧ください。

記

１　[正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

２　[個人で業務委託契約等により仕事をされている方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

３　[新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の期間延長について](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.html)

４　[別紙](https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000616032.pdf)

2020年4月 6日